

「中山間地域等直接支払制度」の対象農用地を拡大します。

中山間地域等直接支払い制度とは

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

制度の概要

1. 制度の対象となる地域及び農用地

地域振興立法で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地

(1) 対象地域

- ① 地域振興立法9法の指定地域
- ② ①に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす特認地域

(2) 対象農用地

- ① 急傾斜地（田：1/20以上、畑・草地・採草放牧地：15°以上）
- ② 緩傾斜地（田：1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地：8°以上15°未満）
- ③ 小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
- ⑤ 積算気温が低く、草地比率の高い草地
- ⑥ ①～⑤の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地

注1 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域）内に存する一団の農用地を対象

注2 ②及び④の緩傾斜地等は市町村長が特に必要と認めるものを対象

(3) 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

(4) 交付単価

地目	区分	交付単価 (円/10a)	地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20以上）	21,000	草 地	急傾斜（15°以上）	10,500
	緩傾斜（1/100以上）	8,000		緩傾斜（8°以上）	3,000
畑	急傾斜（15°以上）	11,500		草地比率の高い草地（寒冷地）	1,500
	緩傾斜（8°以上）	3,500	採草放牧地	急傾斜（15°以上）	1,000
				緩傾斜（8°以上）	300

注）小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。

令和4年度からの変更点

(2) 対象農用地のうち②緩傾斜地（田：1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地：8°以上15°未満）について、対象農用地を拡大します。

変更前（令和3年度まで）の対象緩傾斜地	変更後（令和4年度からの）対象緩傾斜地
<ol style="list-style-type: none"> ① 過疎地域にある緩傾斜農用地 ② 急傾斜農用地と物理的に連担している緩傾斜農用地 ③ 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合 	市内対象地域の全ての緩傾斜農用地

制度のご利用に関しては以下へお問い合わせ、ご相談ください

北区役所農林水産振興課 086-803-1661
 東区役所農林水産振興課 086-944-5039
 建部支所産業建設課 086-722-1113
 農林水産課 086-803-1346

南区役所農林水産振興課 086-902-3520
 御津支所産業建設課 086-724-1114
 瀬戸支所産業建設課 086-952-1114

